

議案第27号

つくばセンター広場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくばセンター広場条例の一部を改正する条例

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削る。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項の許可を受けた者で当該許可事項を変更しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の許可に広場の管理上必要な条件を付することができる。

別表の2の表インナープラザの項及び回廊の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削る改正規定並びに別表の2の表インナープラザの項及び回廊の項を削る改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

(提案理由)

つくばセンタービルのリニューアルに伴い、一部施設がつくばセンター広場条例による施設ではなくなるため、この条例案を提出するものである。

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前								
<p>第1条（略） （施設）</p> <p>第2条 広場に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p><u>(4)・(5)</u>（略）</p> <p>第3条（略） （行為の制限）</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>2 前項の許可を受けた者で当該許可事項を変更しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、前2項の許可に広場の管理上必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>第5条―第15条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 占用の許可に係る使用料</p>	<p>第1条（略） （施設）</p> <p>第2条 広場に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1)―(3)（略）</p> <p><u>(4) インナープラザ</u></p> <p><u>(5)・(6)</u>（略）</p> <p><u>(7) 回廊</u></p> <p>第3条（略） （行為の制限）</p> <p>第4条（略）</p> <p>第5条―第15条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1（略）</p> <p>2 占用の許可に係る使用料</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="80 1340 448 1388">施設名</th> <th data-bbox="448 1340 1120 1388">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="80 1388 448 1439">(略)</td> <td data-bbox="448 1388 1120 1439">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 1340 1478 1388">施設名</th> <th data-bbox="1478 1340 2141 1388">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 1388 1478 1439">(略)</td> <td data-bbox="1478 1388 2141 1439">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	(略)	(略)
施設名	使用料								
(略)	(略)								
施設名	使用料								
(略)	(略)								

ペディストリアンプラザ	(略)	ペディストリアンプラザ	(略)
デッキピロティ	(略)	<u>インナープラザ</u>	<u>1月につき1平方メートル当たり 770円</u>
倉庫	(略)	デッキピロティ	(略)
		倉庫	(略)
		<u>回廊</u>	<u>1日につき1平方メートル当たり 20円</u>
備考 (略)		備考 (略)	